

保護者の皆様

令和4年1月28日

川崎市立下小田中小学校

校長 小西 美香

新型コロナウィルス感染症の拡大防止における児童生徒の健康管理について

新型コロナウィルスの感染拡大防止について、保護者の皆様には児童生徒の健康観察へのご協力をいただきありがとうございます。

児童生徒の健康管理につきましては、市の教育委員会の指示に基づき、ご家庭における毎朝の健康観察（検温等）、登校時の健康チェック表の提出などをお願いしているところですが、昨今の感染の急拡大の状況を踏まえ、改めて、次の事項についてご協力をいただきますようお願いいたします。

- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策をお願いします。
- 必ず登校前に児童生徒の健康状態（発熱、のど痛、咳などがないこと）を確認してから「健康チェック表」を持たせて登校させてください。検温や体調の確認をしないまま、チェック表を記入することのないようにお願いします。
- 児童生徒が新型コロナウイルス検査で陽性が判明した場合、又は陽性者の濃厚接触者となった場合、またPCR検査を受検することになった場合には、学校保健安全法第19条による出席停止となりますので、速やかに学校にご連絡をいただきますようお願いいたします。
- 児童生徒に発熱・発熱を伴わない風邪の症状（のど痛・咳など）が見られる場合、同居の家族の方に同様の症状が見られる場合は、登校を控え、自宅で休養していただきますようご協力をお願いします。また、児童生徒の同居の家族が濃厚接触者等に特定され、PCR検査を受ける場合は、検査の結果が出るまでの間、児童生徒の登校を控えていただくよう、ご協力をお願いします。
- 新型コロナワクチンの接種のために学校を欠席しなければならない場合には、学校へご連絡ください。また、副反応であるかに関わらず、接種後、発熱等の風邪の症状が見られるときは、自宅で休養していただきますようお願いいたします。
- ※欠席についてご心配なことがありましたら、学校へご相談ください。
- 濃厚接触者の特定については、保健所があらゆる状況を聞き取ったうえで総合的に判断することになっておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、特定まで時間がかかるケース等が見られています。ご家族に陽性が判明した場合は、同居しているご家族が濃厚接触者となる可能性が高いことから、保健所からの連絡がなくとも、ご家庭での判断において登校を控え、自宅で休養していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

【参考：濃厚接触者とは】（厚生労働省ホームページより）

濃厚接触者とは、陽性となった人と一定の期間に接触があった人をいいます。ここでいう一定の期間は、症状のある人では症状出現から2日前、症状のない人では検体採取時から2日前の期間です。この期間に、以下の条件に当てはまる人を濃厚接触者といいます。

- 陽性者と同居している人
- 陽性者と長時間接触した人
- 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた人
- 陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接触れた可能性が高い人
- マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった人

※ただし、これはあくまで原則であり、あらゆる状況を聞き取ったうえで保健所が総合的に判断します。